

仕様書

1. 件名

令和7年度「新たな沖縄観光サービス創出支援事業（デジタル技術を活用した観光コンテンツの作成）」

2. 目的

沖縄観光産業は、滞在日数や消費額を増やし、収益力を向上させることが喫緊の課題となっている。

沖縄のリーディング産業である観光産業のさらなる発展に向け、沖縄ならではの自然・歴史・文化などを活かした沖縄観光の高付加価値化に向けた新たな取組が必要である。

本事業では、観光地化が進んでいない沖縄の自然・歴史・文化などについて、デジタル技術を活用した観光コンテンツの作成を行い、沖縄観光の高付加価値化を図り、もって観光産業の収益の向上等を図ることを目的とする。

3. 事業内容

本事業では、沖縄において、観光地化が進んでいない自然・歴史・文化などについて、デジタル技術を活用した高付加価値な観光コンテンツの作成を行うものであり、以下の項目の（１）～（４）に基づき実施することとする。

（１） デジタル技術を活用した観光コンテンツの作成による高付加価値化

沖縄において、観光地化が進んでいない場所・地域における自然・歴史・文化などを対象として、デジタル技術を活用した高付加価値な観光コンテンツ^{*1}を作成する。

なお、対象の選定にあたっては、観光コンテンツを作成するための情報収集が可能^{*2}であること、観光客が訪れやすい環境^{*3}が整備されていることなどを考慮すること。

※1 例えば、VR、AR等のデジタル技術を活用した環境負荷のない観光コンテンツの開発（現地でスマートフォンを通して体験できるコンテンツなど）等。

※2 例えば、グスクを対象としてVR・ARのコンテンツを作成する場合、そのグスクの当時の様子を復元できる文献等がある等。

※3 例えば、駐車場が整備されている、観光スポットまでの道が整備されている等。観光客が安全に訪れることのできる場所であること。

（２） 地域連携体制の構築

事業を進めていく中で、作成するコンテンツの継続的な利用促進に資するよう、

自治体や関連業界等関係者との連携体制を構築する。

(3) デジタル技術を活用した観光コンテンツの効果検証等

作成した観光コンテンツを自治体や関連業界等と連携し、PRするとともに、効果等を検証し、観光産業の高付加価値化についての定量的な評価を行う。

(4) 内閣府ホームページ等との連携

作成するコンテンツの継続的な利用促進に資するよう、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）が管理している「OKINAWA41」等との連携を図る。

作成したコンテンツに係る維持管理費用については、低コストとなるよう努めること。

なお、作成したコンテンツを掲載する場合などの細かい要件等については、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興参事官室（以下、「主管室」という。）と協議の上、決定する。

注：事業の実施に当たっては、以下の条件に従うこととする。

【条件】

(ア) 受託者は、事業の実施に当たっては、主管室と協議し、密に連携を取ること。

(イ) 受託者は、事業の実施にあたりプログラマナーを1名以上配置すること。プログラマナーは、観光コンテンツ作成の計画、実施及び成果管理のすべてについて総括を行うことができる能力を有する自然人（個人）で、原則、受託者に所属する者とする。

4. 成果物（報告書）

「3. 事業内容」で実施した成果を取りまとめた報告書を作成する。

(1) 印刷製本物：A4判 単色 両面 50ページ以上 2冊

(2) 概要版：A4判 単色 両面 10ページ程度 2セット

(3) 表紙には、件名、年月を入れるとともに、「新たな沖縄観光サービス創出支援事業（デジタル技術を活用した観光コンテンツの作成）」と囲み文字で表記すること。

(4) 背表紙には、件名・年月を入れること。

(5) 電子媒体：報告書および報告書概要版の電子媒体を収録した記録媒体（CD-ROM等）2部を主管室に納入。なお、電子媒体を納入する際、文字検索可能なPDFファイルに加え、適宜、主管室が指定するファイル形式（例：ワードやエクセル等通常開けるファイル）の電子媒体も併せて納入すること。電子媒体の提出の際は、最新のパターンファイルを使用して必ずウイルスチェックを実施すること、また、上書きができない形式でのデータ書き込みとすること。

5. 提出期限

令和8年2月27日（金）

6. 納入場所

〒100-8914

東京都千代田区永田町1丁目6番1号 中央合同庁舎第8号館14階
内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室

7. 精算業務

- (1) 経費については、契約金額を上限として、契約金額の積算内容に基づき精算する。
ただし、請求の内容によっては、領収書等があっても経費として認められない場合がある。
- (2) 本件に係る精算に当たっては、要した費用が分かる一覧表等を作成するとともに、航空券の半券、その他領収証・証明書等を成果物提出後、速やかに取りまとめ、主管室の確認を受けること。
- (3) 旅費については、契約金額の範囲内で旅費法等に準じ、実費精算を行うこととする。

8. 契約期間

契約締結日～令和8年2月27日（金）

9. 企画等提案の遵守

本件は、随意契約・企画競争方式の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び企画等提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

10. 企画等提案者の条件

以下の要件（1）～（7）を全て満たす団体・企業等とする。応募資格及び要件を満たさない者からは受理しない。

- (1) 日本に拠点を有していること。
- (2) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (5) 令和04・05・06年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (6) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。

(7) コンソーシアムで応募する場合にあっては、次に掲げるいずれにも該当すること。

① コンソーシアムを構成する法人間において、契約者の決定後、その結成、運営等について以下の事項に関する規程を含む協定を締結すること（協定書（案）については、申請書とともに事前に提出し、契約締結後には、速やかに協定書を提出すること。）

- ・代表者の権限
- ・業務を実施するうえでの監理体制
- ・各構成員の業務の分担

② コンソーシアムの構成員全てにおいて、上記（1）～（6）を全て満たす者であること。

11. 機密保持等

(1) 受託者は、本契約に関連する作業等で知り得た情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。なお、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合には、事前に主管室の承認を得ること。

(2) 受託者は、本業務を実施するにあたって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであればBCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業員で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

(3) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は、全て受託者が負担すること。

(4) この項目の規定の効力は本契約終了後も継続するものとする。

12. 著作権等

(1) 本契約履行過程で生じた成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作権は、内閣府に譲渡するものとする。ただし、受託者は、本契約履行過程で生じた成果物に関し、連携した自治体若しくは関連団体に本契約の目的の範囲内で著作権を使用させる場合には、内閣府に届け出ることとする。また、連携した自治体若しくは関連団体以外や本契約の目的の範囲外で使用させる場合は、内閣府と別途協議することとする。なお、受託者は、内閣府に対し、一切の著作権者人格権を行使せず、また、第三者に行使させないものとする。

(2) 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作権物の使用に必

要な使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。その場合、受託者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は既存著作物について当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。

- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、内閣府は紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

13. その他

- (1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を主管室に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するように努めなければならない。
- (2) 受託者が本仕様書に従わない場合は、その時点で契約を解除することがある。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、または、本仕様書に記載されていない事項や不明な点が生じた場合には、主管室と協議すること。この場合、議事録等を作成し、速やかに主管室へ提出すること。
- (4) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。
- ※URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>
- (5) 内閣府から追加指示（仕様書記載事項以外の事項が発生の場合）がある場合には、書面（電子メールを含む。）により行う。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。
- (6) 受託者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、内閣府と協議のうえ、その指示（書面（電子メールを含む。））に従うこと。
- (7) 前記（5）又は（6）の場合における追加の指示又は業務等は、本仕様書の記載事項とみなす。この場合において、新たに経費が発生する場合は、内閣府と受託者の間で協議の上、決定する。
- (8) 本事業終了後、別途、内閣府がフォローアップ調査等で、開発された新規高付加価値観光プラン・コンテンツの自走化の状況等についてヒアリング等を実施する場合がありますので、可能な限り協力すること。

14. 問合せ先

内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室

担当：劔持、久場

住所：〒100-8914 東京都千代田区永田町1丁目6番1号

電話：03-6257-1688（直通）

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関

して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。